

第 15 回 BRICS サミット ヨハネスブルグ II (最終) 宣言

BRICS とアフリカ：相互に加速する成長、持続可能な開発、包摂的な多国間主義のため

のパートナーシップ

2023 年 8 月 23 日 (水) 南アフリカ、ハウテン州、サントン

前文

1. 我々、ブラジル連邦共和国、ロシア連邦、インド共和国、中華人民共和国、南アフリカ共和国の首脳は、2023 年 8 月 22 日から 24 日にかけて、サントン (南アフリカ) で

開催された第 15 回 BRICS サミットに出席した。この会議は、「BRICS とアフリカ：相互に加速する成長、持続可能な開発、包摂的な多国間主義のためのパートナーシップ」を

テーマに開催された。

2. 我々は、相互尊重と理解、主権平等、連帯、民主主義、開放性、包摂性、強化され

た協力とコンセンサスという BRICS 精神への約束を再確認する。我々は、

15 年にわたる BRICS 首脳会議を踏まえ、政治・安全保障、経済・金融、文化・人的協力の

3 つの柱の下

で、互恵的な BRICS 協力の枠組みを強化し、平和、より代表的で公正な国際秩序、再活性化され改革された多国間システム、持続可能な開発及び包摂的な成長の促進を通じて、

我々の国民の利益のために我々の戦略的パートナーシップを強化することを改めて約束する。

包摂的な多国間主義のためのパートナーシップ

3. 我々は、包摂的な多国間主義への約束を再確認し、国際連合憲章に明記された目的

を再確認し、国際連合憲章に明記された目的

を再確認し、国際連合憲章に明記された目的

及び原則を含む国際法を支持する。また、主権国家が平和と安全の維持、持続可能な開発の促進、万人のための民主主義、人権及び基本的自由の促進と保護の確保、並びに連帯、相互尊重、正義及び平等の精神に基づく協力の促進のために協力する国際システムにおける国連の中心的な役割を支持する。

2

4. 我々は、国連憲章の原則と相容れず、特に開発途上国において悪影響をもたらす、一方的な強制措置の使用について、懸念を表明する。我々は、より機敏で、効果的、効率的、代表的、民主的かつ説明責任のある国際的かつ多国間システムを促進することにより、グローバル・ガバナンスを強化し、改善することへの約束を改めて表明する。

5. 我々は、新興市場及び開発途上国が重要な役割を果たす国際機関及び多国間フォーラムにおいて、新興市場及び開発途上国の代表を増やすことを求める。また、国際機関において、様々なレベルの責任において、新興市場開発途上国の女性の役割と割合を増やすことを求める。

6. 我々は、全ての国が、平等と相互尊重の原則の下、人権と基本的自由の促進と保護のために協力する必要性を再確認する。我々は、開発への権利を含む全ての人権を、公正かつ平等に、同じ立場で、同じ重点をもって、引き続き取り扱うことに合意する。我々は、二重基準を設けず、非選択的、非政治的かつ建設的な方法で人権を促進し、保護し、実現する必要性を考慮しつつ、BRICS 内及び国連総会や人権理事会を含む多国間

の場における

共通の関心事項に関する協力を強化することに合意する。我々は、民主主義と人権の尊重

を求める。この観点から、我々は、グローバル・ガバナンスのレベルにおいても、国家レ

ベルにおいても、それらが実施されるべきであることを強調する。我々は、互恵的な協力

に基づく国際社会の明るい共有の未来を築くことを目的として、全ての者のために民主主

義、人権及び基本的自由の促進と保護を確保することへの我々の約束を再確認する。

7. 我々は、安全保障理事会を含む国連を、より民主的、代表的、効果的かつ効率的な

ものとすることを視野に入れた包摂的な改革を支持する。また、アフリカ、アジア、ラテ

ンアメリカの新興国および開発途上国（ブラジル、インド、南アフリカを含む）が国際情

勢、特に安全保障理事会を含む国際連合でより大きな役割を果たそうとする正当な願望を

支援できるよう、理事会メンバーにおける開発途上国の代表を増やすことを求める。

8. 我々は、世界貿易機関（WTO）を中核とする、開放的で、透明性があり、公正で、

予測可能で、包摂的で、公平で、非差別的で、ルールに基づく多角的貿易システムを支持

することを再確認する。我々は、第 13 回閣僚会合（MC13）における問題に関し、前向き

かつ有意義な成果に向けて努力することへの支持を強調する。我々は、MC13 に具体的な

成果を提示することを念頭に、必要な WTO 改革を追求するために建設的に関与すること

を約束する。我々は、2024 年までに、全ての加盟国がアクセス可能な、完

全かつ十分に機

能する 2 層の拘束力のある WTO 紛争解決システムを回復すること、及び、新たな上訴審

委員をこれ以上遅滞なく選定することを求める。

9. 我々は、公正で市場志向の農業貿易システムの実現、飢餓の終焉、食料安全保障と

栄養改善の達成、持続可能な農業と食料システムの促進、弾力的な農業慣行の実施に向け